

07

生きがい・地域活動

1 シニア世代地域活動あと押し事業

問合先：長寿応援課シニア活躍支援係 ☎ (3647) 9468 FAX (3647) 9247

「人生100年時代」を元気に楽しく暮らすために必要な知識や考え方を身につけ、新たな生きがいのもてる活動の場、楽しめる居場所を探すきっかけづくりのセミナーをはじめ、区内活動団体等の情報提供を行うなど、新たなチャレンジを応援します。

■事業の内容

セミナーなど

2 ボランティア活動の相談

問合先：江東区ボランティア・地域貢献活動センター ☎ (3645) 4087 FAX (3699) 6266

皆様のボランティア活動を支援するため、各種ボランティア講座や、ボランティア同士のネットワークづくりを目的とした連絡会等を開催しています。

また、区民ボランティアコーディネーター及び職員によるボランティア活動についての相談も随時受け付けています。(月曜日～金曜日 午前9時～午後7時、土曜日 午前9時～午後5時)

ボランティア保険が付帯する個人登録制度があり、区内で活動する多くのボランティアの方々が登録をしています。

3 ふれあいサービス協力会員の募集

問合先：社会福祉協議会福祉サービス課在宅サービス係
☎ (5683) 1571 FAX (5683) 1570

ふれあいサービス（住民ボランティアによる有償家事・介護等支援事業）では、地域の方の参加と協力による「助け合い」の在宅福祉サービス事業（P.32 参照）を実施しています。

高齢などにより、毎日の暮らしに手助けが必要な方のために、在宅福祉サービスを提供していただける協力会員を募集しています。

会員登録制になっており、18歳以上の心身ともに健康な方であれば、ふれあい協力会員事業説明会参加後、どなたでも協力会員として登録できます。

なお、活動については、あらかじめ登録していただいた活動可能な曜日、時間、協力できる活動内容の範囲内で行います。

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り
組み
介護
予防
の

江東区
の
福祉
サー
ビス

す
ま
い
と
く
ら
し

敬
老
・
慶
祝

生
き
が
い
・
地
域
活
動

医
療
・
年
金
・
税
金

介
護
老
人
福
祉
・
保
健
施
設
等
一
覧

区
内
施
設
一
覧

4 地域福祉サポーター（地域福祉推進員）制度

問合先：社会福祉協議会地域福祉推進課 ☎ (3640) 1200 FAX (3699) 6266

社協職員とともに、地域でのつながりの場づくりや困りごとの解決に取り組むボランティアを養成する講座を開催しています。

また、定期的に連絡会を開催して、情報交換を行っています。

5 ふれあい・いきいきサロン活動

問合先：社会福祉協議会地域福祉推進課 ☎ (3640) 1200 FAX (3699) 6266

ふれあい・いきいきサロンは、地域で孤立しがちな高齢の方、障害をお持ちの方、子育て中の方、外国人の方などを囲んで、地域の皆さんが活動の主体となって、仲間づくりを推進する交流の場です。誰もが安心して暮らしていける地域のきずなづくりを行うサロン活動を支援します。

■支援の内容

活動費・会場費の助成、活動場所・講師の相談、レクリエーション備品の貸出等

6 老人クラブ

問合先：長寿応援課長寿応援係 ☎ (3647) 4541 FAX (3647) 9247

老人クラブは、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会を実現するために、地域の人たちによって自主的につくられた団体です。

■活動内容

地域、あるいはクラブの特性などによって、それぞれ活動内容は異なっていますが、一般的に次のような活動を行っています。

- 友愛訪問、清掃奉仕、廃品回収などのボランティア活動
- 各種趣味の教室（手芸・書道・俳句・カラオケなど）、研修会、誕生会などの生きがいを高めるための活動
- ラジオ体操、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンク、輪投げ、舞踊などの健康づくりに係わる各種活動
- 町会・自治会の行事協力、交通安全、防火・防犯運動の協力などの地域社会活動

そのほか、江東さざんかクラブ（老人クラブ連合会）が主催する講演会、移動研修会、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、輪投げ大会やカラオケ大会、区との共催事業である歩行会（遠足）、芸能大会、作品展などの行事にも参加しています。

入会の対象者はおおむね60歳以上でその地域にお住まいの方ですが、各クラブの会則によって異なる場合があります。老人クラブの入会については、上記担当係までお問い合わせください。

7 シルバー人材センター

問合せ先：シルバー人材センター ☎ (3649) 3533 FAX (3615) 0950

「これまでの経験や能力、知識を生かして働く機会を得たい」「就業を通じて社会参加を図りたい」「社会に役立つ仕事をしたい」という健康で働く意欲のある高齢者の希望に応えるため、地域の高齢者が主体となった「自主・自立」「共働・共助」を組織の基本理念とする団体です。

■会員になるには

江東区にお住まいの原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの基本理念に賛同される方なら、どなたでも会員になることができます。

■運営の仕組み

シルバー人材センターは、自主的な会員組織です。会員は、総会において役員を選び、組織や事業の運営に参画します。

企業や一般家庭、公共団体等から発注された仕事を、シルバー人材センターが受注し会員に提供しますが、仕事の発注者（依頼者）と会員の間、シルバー人材センターと会員の間には、雇用関係はありません。

報酬は、会員が働いた仕事に応じて、シルバー人材センターから「配分金」として支払われます。

■仕事の内容

「屋内外の軽作業・清掃・建物管理・受付」「植木・毛筆筆耕などの技能専門職種」「家事援助サービス」などのほか、「刃物研ぎ・洋服リフォーム」などのセンター独自事業等があります。

職種ごとに従事する会員がグループを作り、グループリーダーのもとで会員相互に協力し助け合いながら仕事に取り組みます。このような働き方がシルバー事業の理念であり、「共働・共助の事業活動」の原点になります。

■入会手続き

直接、シルバー人材センターにお問い合わせください。

受付時間：平日午前 9 時～午後 4 時

■会費

年額 2,000 円

身近な
相談窓口

介護
保険
制度

介護
予防の
取り
組み

江東区
の
福祉
サー
ビス

す
ま
い
と
く
ら
し

敬
老
・
慶
祝

生
き
が
い
・
地
域
活
動

医
療
・
年
金
・
税
金

介
護
老
人
福
祉
・
保
健
施
設
等
一
覧

区
内
施
設
一
覧

■場所

(P.83 参照)

公益社団法人 江東区シルバー人材センター

江東区東陽 6-2-17

高齢者総合福祉センター 2 階

URL <https://webc.sjc.ne.jp/koto/index>

8 ハローワーク木場

問合先：ハローワーク木場 ☎ (3643) 8609 (代表) FAX (5245) 5080

■相談時間

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※土・日曜日・祝日はお休みです。

■場所

ハローワーク木場 木場公共職業安定所

江東区木場 2-13-19

東西線 「木場」 駅

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/kiba.html>

9 東京しごとセンター (シニアコーナー)

問合先：東京しごとセンター 高齢就業支援係 ☎ (5211) 2335

シニアコーナーでは、55 歳以上の方を対象に、これまでの職業経験や経歴、ご希望に応じた仕事探しのアドバイスをする就業相談を行っています。

■利用時間

平 日 午前 9 時～午後 8 時

土曜日 午前 9 時～午後 5 時

※日曜日・祝日及び年末年始 (12/29 ~ 1/3) はお休みです。

■場所

千代田区飯田橋 3-10-3

JR・都営大江戸線・東西線・有楽町線・南北線「飯田橋」 駅

JR「水道橋」 駅

東西線・半蔵門線・都営新宿線「九段下」 駅

URL <https://www.tokyoshigoto.jp/>

あなたの力を 子育て支援に役立てませんか？

江東区では、リフレッシュひととき保育、ファミリーサポート、こどもショートステイなど様々な子育て支援事業を実施しています。このような事業を実施するには、地域の皆さんの協力が必要です。地域でこどもを見守り育てるといふ「おせっかい」の気風で子育てを応援してみませんか。是非、皆さんの力を貸してください。なお、募集時期になりましたら、区報や区ホームページ等で募集案内を行います。

名称	活動内容	対象要件*	担当
こども家庭支援士 (リフレッシュ ひととき保育)	各子ども家庭支援センターでお預かりしているこども(生後6ヶ月～就学前までの保育園や幼稚園に在籍していない児童)の保育 ※1回3時間程度	区内在住の方で、資格・経験・性別は問いません	東陽子ども家庭支援センター ☎3699-4871
協力会員 (ファミリーサポート)	育児の手助けが必要な方(生後57日～小学校3年生までの児童の保護者)を援助する活動	区内在住の20歳以上の方で、資格・経験・性別は問いません	ファミリーサポートセンター事務局 (江東区社会福祉協議会内) ☎5683-1573
協力家庭員 (こども ショートステイ)	保護者が出張・入院等により児童(1歳～中学生)の養育が一時的に困難になった場合に、協力家庭員宅において宿泊を伴い養育する活動 ※1回の利用で 最長6泊7日	以下の要件を全て満たした方 ①25歳以上で心身ともに健康であること ②主たる養育者を補助できる成人の親族または親族以外の成人の同居者がいること ③国土交通省の住生活基本計画の最低居住面積水準を満たし、家族構成に応じた適切な広さが確保されていること ④看護師、保育士、教員、社会福祉士のいずれかの資格を有する者か、東京都が行っている養育家庭・フレンドホームに登録したことのある者など	養育支援課 養育支援係 ☎3647-4408



※すべての対象要件を満たした上で「区指定の養成講座を修了した心身ともに健康な方」が登録できます。就労の有無は問いません。

身近な
相談窓口

制度
介護保険

取り組み
介護予防の

福祉サービス
江東区の

くらし
すまいと

敬老・
慶祝

地域活動
生きがい・

税金
医療・年金・

保健施設等一覧
介護老人福祉・

一覧
区内施設